

大学共同利用機関法人自然科学研究機構動物実験委員会等規程

平成27年10月1日

自機規程第105号

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構動物実験規程（自機規程第68号。以下「動物実験規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、機構長に報告又は助言するものとする。

- 一 動物実験計画等が指針等及び動物実験規程に適合していることの審議
- 二 動物実験計画等の実施状況及び結果に関すること
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- 四 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- 五 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること
- 六 動物実験等に係る情報公開に関すること
- 七 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長が指名する研究教育職員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 岡崎共通研究施設動物実験センター長
- 二 岡崎共通研究施設動物実験センターの研究教育職員1名
- 三 基礎生物学研究所モデル生物研究センターの研究教育職員1名
- 四 動物実験を行う機関の研究教育職員各2名以内
- 五 動物実験コーディネータ
- 六 動物実験を行う機関の技術課長または主任技師 1名

七 必要に応じ各機関の研究教育職員，技術職員または主任技師 若干名

八 その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号，第3号，第4号，第7号及び第8号の委員は，機構長が任命する。

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず，他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は，他の委員の任期満了の日までとする。

(議事)

第7条 委員長は，委員の半数以上が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。

2 議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は，必要と認めるときは，委員以外の者を出席させて，意見を聴くことができる。

(動物実験コーディネータ)

第9条 委員会の下に第2条に規定する各号に係る専門的な業務を実施するため，動物実験コーディネータ1名を置く。

2 前項のコーディネータは，機構長が指名する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は，岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

## 附 則

1 この規則は，平成27年10月1日から施行する。

2 自然科学研究機構岡崎3機関動物実験委員会等規則（平成20年5月16日岡共規則第3号）は，廃止する。